その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第一号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、食品缶詰の表示に関する公正競争規約（昭和四十三年公正取引委員会告示第五十九号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　全国食品缶詰公正取引協議会（会長　池見　賢）の申請に係る食品缶詰の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年十二月二十五日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

食品缶詰の製造業、販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

食品缶詰の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
（定義） **第２条**　この規約において「食品缶詰」とは、食品表示法（平成25年法律第70号）第２条第１項に規定する食品（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）第２条に規定する乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品並びに食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第１の25の飲料等を除く。）を缶又はびんに密封し、加熱殺菌したもの及び食品缶詰の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「規則」という。）で指定した食品を缶又はびんに密封し、加熱殺菌せずに常温で保存するものをいう。	（定義） **第２条**　この規約において「食品缶詰」とは、食品（酒税法（昭和28年法律第６号）に規定する酒類、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）に規定する乳及び乳製品、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品及び医薬部外品並びに全国食品缶詰公正取引協議会規則（以下「規則」という。）で指定した飲料類及び飲料用のし好品並びに菓子類を除くすべての飲食物をいう。）をかん又はびんに密封し、加熱殺菌したもの並びにジャム、マーマレード、つくだ煮、くん製品、つけ物、塩蔵品及びこれらに類するものをかん又はびんに密封したものをいう。
２　（略）	２　（略）

（必要な表示事項）

第３条　事業者は、食品缶詰の容器包装（食品衛生法第４条第５項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次の表に掲げる事項をそれぞれの基準に従い、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。

事項	基準
１　品名等	⑴　食品の性質を表す名称を主要部分（ブランド等を示してある部分をいう。以下同じ。）に示すこと。 ⑵　同一の品名のものであって、原料の品種又は内容物の形、色、状態等が異なることにより、品位に差があるものにあっては、規則に定める基準に従って、その原料の品種又は内容物の形、色、状態等が識別できる用語で、主要部分に示すこと。 ⑶　（略）
２　原材料の種類名	食品缶詰に含まれている原材料（食品添加物を除く。）の種類名を「原材料名」の文字の次に、食品表示基準第３条第１項の表の原材料名の項の規定に従い表示すること。

（必要な表示事項）

第３条　事業者は、食品缶詰（輸入食品缶詰は除く。）の容器又は包装に、次の表に掲げる事項をそれぞれの基準に従い、邦文で外部から見易い場所に明瞭に表示しなければならない。

事項	基準
１　品名等	⑴　食品の性質を表わす名称を主要部分（ブランド等を示してある部分をいう。以下同じ。）に示すこと。 ⑵　同一の品名のものであつて、原料の品種又は内容物の形、色、状態等が異なることにより、品位に差があるものにあつては、規則に定める基準に従つて、その原料の品種又は内容物の形、色、状態等が識別できる用語で、主要部分に示すこと。 ⑶　（略）
２　原材料の種類名	⑴　食品缶詰に含まれている原材料（食品添加物を含む。）の種類名を「原材料」の文字の次に、多いものの順に示すこと。ただし、品名で原材料の種類名が明らかなものにあっては、その原材料の種類名の表示を省略することができる。